

令和6年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金（介護ロボット導入支援事業）  
実施要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度介護事業所デジタル化支援事業費補助金における介護ロボット導入支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象範囲等

(1) 介護ロボット

次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

i 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護（非装着型）、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、要綱別表第2を参照すること。）。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

○ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

○経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(2) その他

(1)によらず、介護事業者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等を対象とする。

例： 移乗や移動を支援する機器であって、要綱の別表2に該当しない機器（床走行式リフト等）、介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等）、見守りや介護業務を支援する機器・システムであって要綱の別表2に該当しない機器・システム（バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム等）又は入浴を支援する機器であり要綱の別表2に該当しない機器（特殊浴槽等） 等

### 3 補助要件等

次に掲げる（1）～（6）について、いずれも満たすことを補助要件とする。

- （1）本導入支援事業を実施する介護事業所は、「導入支援と一体的に行う業務改善支援」を受けること。なお、本要件については、「令和6年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金（導入支援と一体的に行う業務改善支援）実施要領」を参考にすること。
- （2）本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（「4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する）。
- （3）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

#### ※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

- （4）厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、「4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」に基づき、業務改善計画を作成すること。
  - ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)

- ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

- ・介護ロボットのパッケージ導入モデル

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000928398.pdf>)

- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(掲載先：[https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03\\_add16\\_02jigyohokokusho.pdf](https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf))

(5) 補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム (Long-term careInformation system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(6) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

#### 4 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

##### (1) 業務改善計画の作成

本補助を受ける介護事業所は、業務改善計画を作成するものとし、高知県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に当該計画を提出する。具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する事業者については、業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

##### (2) 業務改善に係る効果の報告

本事業において介護ロボットの導入を行った事業者については、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、高知県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に業務改善効果等を報告するものとし、補助を受けた翌年度から3年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認するための報告を求めることとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

## 5 その他

補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。

また、他の補助金等を受けて導入する介護ロボットについては、本事業における補助の対象とはならないことに留意すること。

例えば、各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」においては、装着型又は非装着型の移乗介助機器が助成の対象となる。